

# 「耐震改修助成金」手続の流れ

事前相談

手続等について説明させていただきますので、建設課建設グループで事前に相談してください。

なお、この助成金は町予算の範囲内で交付致しますので、その時点で助成金の交付を受けられない場合もありますので、必ず事前に相談してください。



耐震診断

工事前に耐震診断を受けていただきます。

耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準により実施していただきます。

また、耐震診断は北海道空知総合振興局が無料で実施しています。ただし、500㎡以下の2階建てまでの住宅で設計図面がある場合に限りです。



助成申請書提出

耐震診断において倒壊の危険性があると判断された場合は、助成申請書と添付書類を提出していただきます。

助成額は、工事費の1/5（千円未満切り捨て）で上限が30万円です。

申請書の提出は工事の着手14日前までに提出してください。



審査

申請していただいた内容の審査を致します。

- ・ 秩父別町に住民票があるか。（町外居住賃借人の場合、工事後に居住するか。）
- ・ 本人及び同居家族が地方税を滞納していないか。
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した木造専用住宅及び併用住宅の居住の用に供する部分の住宅であるか。
- ・ 耐震診断の結果、耐震性能が満たない住宅であるか。
- ・ 同一の住宅又は同一の申請者に対して1回目の申請であるか。



耐震改修工事

審査の結果、すべて要件に当てはまる場合は、助成の交付決定通知書を交付します。

なお、助成金の交付決定を受けてから、工事の着工をして下さい。

また、工事着手から7日以内に「工事着手届」を提出して下さい。



適合検査

工事が完了しましたら「工事完了届」を提出して下さい。

届出から30日以内に、正しく工事されているか検査させていただきます。

検査後に助成金確定通知書をお渡しします。



助成金交付

「請求書」を提出いただいてから、助成金をお支払い致します。